

[事案 2024-271] 3 大疾病保険金等支払請求

・令和7年8月5日 裁定打切り

<事案の概要>

募集人の不告知教唆により契約が解除され、3大疾病保険金等が支払われなかったことを不服として、保険金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和6年1月、子宮頸がんと診断されたため、令和5年10月に契約した組立型保険にもとづき3大疾病保険金等を請求したところ、告知義務違反を理由に契約が解除され、保険金は支払われなかった。しかし、以下の理由により、解除を取り消し、3大疾病保険金等を支払ってほしい。

- (1) 契約申込前日、募集人に対し、2、3年前から健康診断で子宮頸がんの疑い等が見られ再検査になっている旨を伝えたところ、募集人から「加入した後90日後以降であれば、がんと診断された場合、保険が適用されるよ。だから今のうちに早く入っておけば12月に予定されている健康診断にギリギリ間に合うと思うよ」と回答された。また、募集人から、過去の健康診断で異常を指摘されたことは言わなくて良いと助言があった。
- (2) 令和5年12月、募集人に対して「今日、健康診断で子宮頸がんの検査をしてきたんだけど、やっぱり腫瘍できてみたいで、検査結果も早く出してもらえそうなのね」とメッセージを送信しており、同年9月の申込手続以前に募集人に対して、子宮頸がんに関する不安を吐露していたことは明らかである。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人は、令和4年1月および同年12月の健康診断にて「子宮（頸がん）」の項目においてD判定（要治療）を受けていたが、契約申込時、少なくとも12月受診の健康診断で異常指摘されていることについて告知していなかったため、令和6年4月上旬に申立人に到達した書面にて、本契約の解除を通知した。
- (2) 募集人は、本契約に係る告知の際、申立人に対し、告知事項説明書等を示し、質問にありのままお答えくださいと説明して、各質問を読み上げた。
- (3) 募集人は、契約申込前日、申立人から、最近不正出血があったが病院には行っておらず薬も飲んでいないと聞いていたにすぎず、告知の要否については何も発言していない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、本件の経緯等を確認するため、申立人および募集人の上司に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、以下の理由により、裁定手続を打ち切ることとした。

- (1) 申立人と募集人が親しい友人関係にあったこと、申立人は募集人に対して「やっぱり腫瘍できてみたいで」とのLINEメッセージを送信していることなどから、健康診断結果についての募集人の不告知教唆を直ちに否定することはできない。
- (2) 募集人の不告知教唆があったか否かを判断するためには、上記(1)の事情に加えて、申立人

主張に係る募集人の「正直言うと、保険を加入するときに保険金はおりないと思った。ただ、自分の母親が子宮頸がんで亡くなっていて、同じ思いはしてほしくない、少しでも保険金がおりの可能性があれば、入った方がよいと思った」等の発言の有無、募集人上司の「そのような発言があったことは承知しています」との発言の有無等について、募集人から直接聴取して判断しなければならないところ、募集人は保険会社を退社しており事情聴取を実施することができなかった。

- (3) これらの事情を明らかにするためには、募集人に対する尋問手続が必要となるが、裁定審査会は裁判外紛争処理機関であり、このような手続を持たないため、上記の点について明らかにすることは困難である。